

令和4年度 第1回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和4年4月20日（水） 午後2時30分から午後3時10分まで

2. 場所： 西宮市役所 第二庁舎4階 B405会議室

3. 出席者：

【委員】（12名）

（会長）	1 番 松本 俊治
（委員）	2 番 庄治 郁夫
	4 番 二本松 義人
	5 番 吉村 修
	6 番 川東 弘之
	7 番 奥村 幸弘
	9 番 大前 有三
	10 番 高田 孝
	11 番 光岡 大介
	12 番 松本 彌生
	13 番 木下 勝博
	14 番 茶谷 巖

【事務局】

（事務局長）上野 孝弘 （係長）稲垣 重夫 （主査）松谷 卓人 （主査）増尾 尚之
（産業文化局長）長谷川 賢司 （産業文化総括室長）杉原 和彦

4. 欠席者：2名

5 傍聴者：0名

6. 議事案件：

【議案第1号】 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（素案）について
〈審議結果：承認〉

【議案第2号】 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（素案）について
〈審議結果：承認〉

【議案第3号】 非農地証明書交付の件
〈審議結果：承認〉

【議案第4号】 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定の件
〈審議結果：承認〉

【報告第1号】 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件

【報告第2号】 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

- 【報告第3号】 農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件
- 【報告第4号】 農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第5号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。
定刻になりましたので、ただいまから農業委員会総会を開会します。
委員会中は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底しながら、開催させていただきたいと考えております。委員の皆様には、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。
それでは、総会を始めさせていただきます。
本日の出席委員は12名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、5番吉村委員と、7番奥村委員を議事録署名委員に指名しますので、よろしく申し上げます。
それでは、これより議案の審議に入ります。
議案第1号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(素案)について」と、議案第2号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(素案)について」につきましては関連していますので、一括して上程します。
事務局から説明をお願いします。
- 事務局 まず、概要を説明いたします。
平成28年3月4日付け、農林水産省・経営局・農地政策課長からの「農業委員会事務の実施状況等の公表について」という通知に基づき、毎年度、地域の農業者等の意見・要望等を反映させた活動計画を作成し、年度末には、活動に対して点検評価を行い、公表することとなっております。農業委員会が行う業務は、農地法その他の法令に基づき、権限で処理する法令業務や、農地等の利用の集積などの促進等事務がございます。法令業務には、判断の透明性や全国的な公平性が求められており、一方の促進等事務については、内外問わず活発な農業委員会の活動が、強く求められております。
今回、提案する本議案ですが、年度末に、その年度の活動に対しての点検・評価を行うものです。法令事務についての点検・評価と、促進等事務については、活動計画に対する活動実績や達成状況の評価等を実施するものです。当委員会の活動内容の点検・評価の素案でございますので、この後、議決をいただきましたら、ホームページ等で公開し、地域の農業者等からの意見を聴取いたします。
それでは、資料の説明をいたします。
資料『令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価』(素案)をご覧ください。
では要点を説明させていただきます。
まず、「担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては、集積目標0.1ヘクタール

に対し、認定農業者制度の周知に努めましたが、制度の利用はありませんでした。

「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」につきましては、令和元年度・令和2年度には新規参入がありました。令和3年度には新規参入がありませんでした。ただし、2年度に新規参入された方が耕作面積を広げられた事例はありました。今後とも都市農地貸借法の制度等の周知に努めてまいります。

「遊休農地に関する措置に関する評価」につきましては、遊休農地の解消目標0.1ヘクタールに対し、0.3ヘクタールの解消となりました。これは、船坂などで遊休農地の解消があったこと等によるものです。

「違反転用への適正な対応」につきましては、昨年度0.25ヘクタールの違反転用を計上していましたが、違反者に対して是正指導を行なった結果、0.1ヘクタールが改善され、0.15ヘクタールになっております。引き続き、違反者に対しては是正を求めていきたいと考えております。

「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」につきましては、法令に基づく事務を適正に処理していることを件数と合わせて記載しております。

引き続きまして、資料『令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画』（素案）をご覧ください。目標設定につきましては、前年計画と同じ目標にしております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第1号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(素案)について」及び議案第2号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(素案)について」は、承認することとして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第1号及び議案第2号につきましては、承認することとします。

続きまして、議案第3号「非農地証明書交付の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号について説明いたします。

【議案書朗読】

申請農地につきましては、4月8日の現地調査により、現況が山林であることを確認しました。また、20年前の航空写真でも、山林になっていることを確認しました。したがって西宮市農業委員会事務取扱要領第9条第1項第1号に該当しますので、非農地証明書を交付することについて問題はないと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

大前委員、お願いします。

大前委員 議案第3号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。申請地については、傾斜のある里道から出入りするしかなく、竹が密集し、少なくとも20年以上、耕作は出来ていないものと判断できます。つきましては、申請地は、農地への復元は著しく困難と思われるので、非農地証明を交付しても問題はないと考えます。以上で、地元委員の説明

を終わります。

議長 説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第3号「非農地証明書交付の件」につきましては、証明書を交付することにして、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第3号につきましては、証明書を交付することとします。続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定の件」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号について説明いたします。

【議案書朗読】

農業経営基盤強化促進法による利用権設定は、農地法によらずに農地の貸し借りを可能にするものです。農地法第3条の許可要件との違いは、農地法第17条の賃貸借の法定更新に係る適用が無く、当初定めた貸し借りの期間が満了すれば、農地所有者に農地が戻ってくること、下限面積に係る基準が無いこと、市町村が作成することから地域調和に係る基準が無いこと、労働力の確保を判断する以外は農地法第2条の世帯員等の考え方を適用しないことです。当該手続きにおいて、権利関係を発生させるためには、市が作成した農用地利用集積計画を農業委員会総会で決定し、市が公告しなければなりません。

それでは、資料「農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。

【資料朗読】

この計画(案)は、農業経営基盤強化促進法第18条に規定されている要件を全て満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終了しました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

高田委員、お願いします。

高田委員 議案第4号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。この農地は、耕作地として適正に管理されています。また、申請者は農業経験を十分に積んでおり、過去に他市で利用権設定を行った実績もあるため、今回利用権設定を行うことは問題ないと思われれます。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定の件」につきましては、決定することにして、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第4号につきましては、決定することとします。

これより、報告案件に入ります。

まず、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第1号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は、市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第2号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は、市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第3号について説明いたします。

【議案書朗読】

賃貸人と借借人の連名で、農地の貸借について、双方合意による解約が成立したことが通知されたものです。通知書には、合意解約書及び印鑑証明書が添付されており、合意による解約が確認できたため、通知書を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第4号「農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第4号について説明いたします。

【議案書朗読】

当該届出は、法定記載事項がもれなく記載されていることを確認し、事務局長専決により届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第5号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第5号について説明いたします。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありますか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

議長 以上で、本日予定しておりました議案の審議ならびに報告案件はすべて終了しました。

これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後3時10分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

(委員)

(委員)
